

一般社団法人Fintech 協会定款

平成27年9月11日 作成
平成29年11月29日変更
平成30年11月26日変更
令和2年10月30日変更
令和3年10月29日変更
令和4年10月27日変更

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人Fintech 協会（以下「本協会」という。）と称し、英文名は、Fintech Association of Japan と表記する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本協会は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 本協会は、国内外の関連諸団体、関係省庁等との情報交換や連携・協力のための活動を通じて、オープンイノベーションを促進させ、FinTech 市場の活性化および世界の金融業界における日本のプレゼンス向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業・活動を行う。

- (1) 国内外の関連諸団体等との情報交換や連携・協力のための活動（FinTech Meetup）
- (2) ビジネス機会創出のための各種活動
- (3) 関係省庁（経済産業省、金融庁、消費者庁、警察庁、国税庁等）や関係団体（全国銀行協会等）との連携及び意見交換（ガイドライン等）
- (4) FinTech（金融×IT）に関わる調査研究、及び情報発信
- (5) その他本法人の目的を達成するために必要な活動

第2章 会 員

(会員の構成)

第5条 本協会に次の会員を置く。

- 1 ベンチャー会員 FinTech 系サービスを提供しているベンチャーで、理事又は会員1名以上の推薦を得たうえで、本協会の目的に賛同して入会申し込みを行い、理事会の承認を得た法人、団体。代表としてその権利を行使する者 1名を定め、入会申込書に記載することで当協会に届け出なければならない。

- 2 法人会員（スタンダード） 理事又は会員1名以上の推薦を得たうえで、本協会の目的に賛同して入会申し込みを行い、理事会の承認を得た法人、団体。代表としてその権利を行使する者1名を定め、入会申込書に記載することで当協会に届け出なければならない。
- (3) 法人会員（プレミアム） 法人会員（スタンダード）として入会した法人のうち、入会翌年度以降も継続して会員資格を有し、かつ、理事会によって選定され、プレミアム会員となることに賛同のうえ会員区分変更の申し込みを行い、理事会の承認を得た法人、団体。
- 2 前項に定めるベンチャー会員（以下「正会員」という。）をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

- 2 入会基準及び入会手続きは、社員総会において別に定める規則により定める。

（入会金及び会費）

第7条 会員は、本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員種別に応じて、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（退会）

第8条 会員は、別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) 法律若しくは法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又はこの定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し除名した旨を通知しなければならない。

（社員の資格喪失）

第10条 会員は、前2条の場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由なく、会費を1年以上滞納したとき。
- (2) 総正会員の同意があったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

（社員名簿）

第11条 本協会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

(拋出金品の不返還)

第12条 会員がすでに納入した入会金、会費及びその他の拋出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会基準及び入会手続き並びに入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額又はその支給の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 本協会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する者は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することができる。

(議決権の代理行使)

第20条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員の中から選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第22条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。
- 3 前項の会長及び副会長をもって、一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任等)

第23条 理事及び監事は、理事又は正会員のいずれか2名以上の推薦を受けた者の中から、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 3 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び副会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本協会を代表する。
- 3 会長及び副会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

3 補欠により選任された理事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

5 理事及び監事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(顧問)

第29条 本協会に、任意の機関として顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者の中から、理事会において選任する。

3 顧問は、本協会の業務運営に関し会長の諮問に応え、会長に意見を述べる。

4 顧問に対しては、理事会において別に定める支給基準に従い、顧問料を支払うことができる。

5 顧問の任期は、1年とし、再任を妨げない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本協会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第35条 理事、監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第24条3項の規定による報告についてはこの限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事録については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 計算

(事業年度)

第37条 本協会の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに事業計画書及び収支予算書を会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第39条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 本協会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の不分配)

第42条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第43条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 本協会の公告は、官報に掲載する方法より行う。

第9章 事務局

(事務局)

第45条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が、理事会の決議を経て任免する。

第10章 雑則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 附則

(最初の事業年度)

第47条 本協会の最初の事業年度は、本協会の成立の日から平成28年8月31日までとする。

(設立時の役員)

第48条 本協会の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。
設立時理事

本間 志織（ペイオニア・ジャパン株式会社 代表取締役）
MAKDAD MARK STEPHEN（マネーツリー株式会社 取締役）
松村 天子（堀 天子）（森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士）
北澤 直（株式会社お金のデザイン 取締役 COO）
鷹取 真一（株式会社kyash 代表取締役）
依田 寛史（boku カントリーマネージャー）
設立時代表理事 水野 博商（Square 株式会社 カントリーマネージャー）
工藤 博樹（メリービズ株式会社 代表取締役）
丸山 弘毅（インキュリオン・グループ株式会社 取締役）
設立時監事 藤武 寛之（弁護士法人クレア法律事務所 弁護士）

（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

第49条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 東京都渋谷区神宮前三丁目27番24号FLAG2L
設立時社員 マネーツリー株式会社

住所 東京都千代田区九段北1-12-11九段スカイビルディング6F
設立時社員 株式会社インキュリオン・グループ

（法令の準拠）

第50条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

（附則）

第26条（役員任期）の規定にかかわらず、令和2年10月30日開催の第5回定時社員総会において選任された理事の任期は従前の任期とする。

なお、本附則は、令和4年開催予定の第7回定時社員総会終結の時をもってこれを削るものとする。

（附則・新設）

第5条第1項第3号の会員種別（法人会員（プレミア））は本協会の第8期の末日（令和5年8月31日）をもって廃止するものとし、第5条第1項第3号は、同日をもって削除する。第8期の末日において法人会員（プレミア）の会員種別に属する法人は、第9期の開始日（令和5年9月1日）以降、第5条第1項第2号に定める法人会員（スタンダード）とみなす。なお、本附則は、第8期終了後に削除されるものとする。

以上